

次世代育成支援法・女性活躍推進法 一体型

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～ 令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性職員、女性職員の平均勤続年数の差異を1年未満とする。

<対策>

- 令和4年4月～ 職員の平均勤続年数の状況把握をする。
- 令和5年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

目標2：年次有給休暇の取得率を33%以上とする。

<対策・取組内容>

- 令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和5年4月～ 年末年始、祝日、ゴールデンウィーク、シルバーウィーク、指定休などの前後など「連休」を取得しやすい時期や、家族の記念日などに休暇を取得することを推奨する。

目標3：出産・育児、介護に係る支援制度の周知を行い、制度の利用促進を図る。

<対策・取組内容>

- 令和4年4月～ ・職員へのアンケート調査、検討開始。
・出産・育児、介護について、社内ツールを用いて、さらなる周知を行う。

目標4：ハラスメント等防止のための相談窓口制度のさらなる周知を行う。

<対策・取組内容>

- 令和4年4月～ ・職員へのアンケート調査、検討開始。
・社内ツールを用いて、さらなる周知を行う。

令和4年2月15日
社会福祉法人翼友会